

令和8年(う)第25号

住居侵入、殺人、邸宅侵入、窃盗、電子計算機使用詐欺、詐欺被告事件

令和8年6月11日 仙台高等裁判所第1刑事部判決

## 主 文

本件控訴を棄却する。

当審における未決勾留日数中70日を原判決の刑に算入する。

## 理 由

### 第1 事案の概要及び控訴の趣意

原判決が認定した罪となるべき事実の要旨は、被告人が、(1)令和5年6月14日から同月15日までの間に、山形県鶴岡市内のラーメン店において、現金約9万4500円ほかキャッシュカード2枚等3点在中の財布1個(時価約1000円)及び現金約5000円を盗み(原判示第1)、(2)金品を盗む目的で、令和6年3月中旬頃から同年5月6日までの間に、山形県東田川郡a町内の空き家に、無施錠の勝手口から侵入し、クレジットカード1枚等3点を盗み(原判示第2)、(3)同日頃、a町内の被告人方において、スマートフォンを利用し、「Google LLC」又はその関連会社がクレジットカード決済等の事務処理に使用するサーバコンピュータに対し、真実は、不正に入手した他人名義のクレジットカードの正当な使用権限がないのに、ゲームアプリケーション内の有料コンテンツの購入代金の一部である4800円を同クレジットカードで支払う旨の虚偽の情報を与え、その頃、前記サーバコンピュータにその旨記録させて、財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作り、よって、前記4800円の支払を免れ(原判示第3)、(4)同年5月11日、鶴岡市内のスナックにおいて、従業員に対し、真実は、不正に入手した他人名義のクレジットカードの正当な使用権限等がないのにこれらがあるように装い、同クレジットカードを提示するなどして飲食代金等の支払を申し込み、同人にその旨誤信させて支払手続を行わせ、よって、飲食代金等の一部である6000円の支払を免

れ（原判示第4）、(5)金品を盗む目的で、同年9月22日午前0時16分頃から同日午前0時51分頃までの間に、a町内の被害者方母屋に、縁側掃き出し窓から侵入し、同母屋1階寝室において、被害者（当時90歳）に対し、殺意をもって、手や足で、その頭部、顔面、胸部等に打撃や圧迫を多数回加えるとともに、その頸部を数分間にわたり圧迫するなどの暴行を加え、よって、その頃、同所において、被害者に脳挫傷、下顎骨骨折、胸骨骨折、多発肋骨骨折等の傷害を負わせ、同傷害に基づく多発外傷により死亡させて殺害した（原判示第5）というものである。

本件控訴の趣意は、弁護士池田徳博作成の控訴趣意書に記載されたとおり原判示第5に係る事実誤認及び量刑不当の主張である。

## 第2 原判示第5に係る事実誤認の主張について

### 1 論旨

論旨は、①被告人は、被害者方を自宅と誤信して立ち入ったから窃盗の目的も住居侵入の故意も認められない、②被告人は、飲酒の影響により、事理弁識能力がかなり低下していたため、被害者に対する殺人の故意がなかった上、心神耗弱の状態にあったのに、被告人が、窃盗目的で被害者方に侵入し、殺意をもって被害者を殺害し、その際、完全責任能力を有していたと認めた原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認があるというのである。

### 2 論旨①（住居侵入の目的及び故意）について

(1) 原判決は、①被害者方縁側にある掃き出し窓（以下「本件掃き出し窓」という。）には、下半分のすりガラス状になった部分とクレセント錠の位置する部分の2か所が起点となって割れていること（以下、前者の起点を「起点A」といい、後者の起点を「起点B」という。）、②各起点から出る割れの数や破断面に見られた破面模様等からすると、起点Aは、大きい面積で押し込むような力が加えられて割れが発生し、起点Bは、局所的に強い衝撃が加えられたことにより割れが発生したと考えられ、起点B付近に鉄鋼製品と接触した痕跡であるメタルマークが複数個あるので、起点Bはメタルマークを付けた鉄鋼製品との衝突によって生じた可能性が

高いことなどを述べる一般財団法人日本文化用品安全試験所の甲の供述は、その調査能力に疑いはなく、内容も得心できるもので信用できるとし、被告人がクレセント錠付近を狙って複数回にわたり鉄鋼製品を叩きつけ、本件掃き出し窓のガラス板を割ったと認められるとした。また、原判決は、本件掃き出し窓が面する廊下に被告人が履いていたサンダルにより印象された可能性が高い足跡痕があったことから、被告人が土足のまま被害者方に立ち入ったものと認められるとした。原判決は、このような侵入態様から、自身の家族が現在する自宅への立入りとみることはできず、被告人は、被害者方を他人の住居として認識した上で、意図して侵入したと認定した。

そして、原判決は、被告人が、原判示第1から第4までの各犯行に及んでいること、毎月のように給料の前借りをしていたこと等に照らし、被告人には金品を盗む動機があった上、被害者と面識がなく、恨み等を抱く可能性がないことからすると、金品を盗む目的以外の目的で侵入する動機が見当たらないから、被告人が被害者方に侵入した目的は、金品を盗むためであったと認定した。

(2) 原判決の事実認定は、論理則及び経験則等に照らし不合理ではなく、当裁判所も是認することができる。

所論は、①本件掃き出し窓は、本件当時には降雨にさらされ、かつ、保管方法が不明であるにもかかわらず、8か月後の鑑定時点においてメタルマークが奇妙なほどに新鮮であったこと、ガラス破壊の形成器材が発見されていないこと、本件掃き出し窓のガラスから被告人の指紋が検出されていないこと、甲が、起点Aと起点Bの同時形成という不可能と思われる供述をしていること、ガラスが破碎した際の破片が被告人の身体及び衣類に付着していないことなどを総合すると、被告人が意図的に本件掃き出し窓を割って被害者方に侵入したとは認定できず、メタルの付着は別の時点によるものと考えらるべきであって、窓ガラス全体の破損は被告人が頭から倒れこんで生じたものと考えるのが合理的である、②被告人は、原判示第5の直前にウイスキーの水割りを10杯程度飲んでおり、その血中アルコール濃度は最大値

2. 701 mg/mlから2.354 mg/mlで、中程度酩酊であったことや、原判示第1及び第2の各犯行では無人かつ無施錠の建物に侵入して窃盗をしていたことからすると、深夜に家人がいると思われる住宅に掃き出し窓のガラスを破壊して侵入するとは考え難く、窃盗目的での立入り行為とは考えにくい、③被告人が被害者方において窃盗のための物色行為をした形跡はないなどと主張し、窃盗目的による被害者方への侵入を認めた原判決は誤っているというのである。

そこで、①について検討すると、甲は、起点Aからの割れの伝播で起点Bから発生した割れの伝播が止まっているから、先に起点Aからの割れが生じ、その後起点Bからの割れが生じたと述べているのであって、所論は、甲の供述を正解するものではない。そして、甲の供述によれば、起点Aからの割れによりガラスが外れて落ちてしまった場合には、起点Bにスタークラック（起点から放射状に発生する割れの伝播）ができるほどの局所的な衝撃が加わった割れには至らないと認められるから、本件掃き出し窓は、起点Aに力が加えられた際ではなく、起点Bに強い衝撃が加えられた際に割れ落ちたと認められ、また、ガラスを室内保管していた場合には、8か月以上経過した時点であってもメタルマークに錆が発生するとは考え難いということからすれば、起点B付近のメタルマークは被告人が被害者方に立ち入った際に付着したと認められるというべきである。そうすると、被告人が、被害者方への侵入に際し、本件掃き出し窓のクレセント錠付近に鉄鋼製品を叩きつけてガラスを割ったと認めた原判決に誤りはない。そして、これらに加えて、被告人が、土足で被害者方に立ち入ったことを考慮すれば、被告人が、被害者方を被告人方と誤信した可能性はなく、被害者方を他人の住居と認識した上で、意図的に侵入したという原判決の認定は正当である。

また、本件当時、被告人に金品を盗む動機があったことや、被告人が被害者と面識がなく、恨み等を抱く可能性がないことからすると、被告人が金品を盗む目的以外で侵入する動機が見当たらないことは原判決が説示するとおりであり、所論が②及び③で指摘する事情を踏まえて検討しても、金品を盗むことが被告人の住居侵入

の目的であったと認めた原判決に誤りはない。

論旨①は理由がない。

### 3 論旨②（殺意及び責任能力）について

(1) 原判決は、被害者の遺体解剖結果について、①頭部、顔面、頸部、胸部、腹部、背部、上肢、下肢等の広範囲にわたり、軟部組織出血、皮下出血及び皮膚の変色が見られ、くも膜下出血及び軽度の脳挫傷があり、下顎骨が骨折しているところ、これらはいずれも鈍体による打撲、圧迫により形成されたものと考えられること、②胸骨及び肋骨の骨折は、ある程度面積の広い鈍体により、押し潰されるような外力が加わって前胸部が強く圧迫されたことにより生じたものと考えられること、③顔面にはうっ血が見られ、左右の眼瞼結膜及び口腔粘膜にはそれぞれ溢血点があり、右外耳道には乾血が付着し、甲状軟骨が骨折しているところ、これらは被害者が数分間にわたり頸部を圧迫されたことを示す所見である一方、甲状軟骨周辺に出血が見られないから、頸部圧迫は死戦期にされた可能性があることなどを述べる乙医師の供述は信用できるとした。

そして、原判決は、このような遺体の状況に加え、凶器となり得る鈍体が発見されていないことから、被告人が、手や足等を用いて被害者の各部位に打撃や圧迫を加え、そのうち、胸部に対しては足や膝などを用いて圧迫し、頸部は数分間にわたり圧迫したと認定した。

さらに、原判決は、このような暴行が人を死亡させる危険性が高い行為であることは明らかであるし、頭部や胸部等に多数回にわたり打撃や圧迫をし、頸部を数分間にわたり圧迫し続けるというのは、被告人が被害者の身体の部位を認識した上で、その部位を狙ってしなければできない態様であることに照らせば、被告人は、被害者を死亡させる危険性の高い暴行であることを認識しながら、被害者に暴行を加えていたといえるから、殺意が認められるとした。

また、原判決は、被告人が、①本件犯行直前の令和6年9月22日午前0時1分頃に居酒屋を退店した際、居酒屋の店主から被告人方は右ではなく左の方向である

と言われてこれに従っていること、②本件犯行の前に、妹や知人らと8回、犯行の後には、知人らと3回、それぞれ通話をしているところ、それらの際の意思疎通に問題がなかったと認められること、③同日午前1時48分頃に農道を歩いているところを警察官に発見された際には問いに対して的確に応答し、被告人が負傷しているとして同日午前2時3分頃に臨場した救急隊員との間でも問題なく受け答えをし、バイタルサインも意識レベルも正常であったことを指摘し、被告人が本件犯行前後において、自己がしている行為や周囲の状況を適切に認識して合理的な行動をとることができていたと認められることからすれば、本件犯行時も同様であったと推認されるとした。また、原判決は、被告人が本件掃き出し窓のクレセント錠付近を狙って鉄鋼製品を叩きつけていることは、被告人が被害者方へ侵入する意図を明確に持っていたことと、その意図に従って行動をすることができていたことを表しているから、被告人が、本件当時、事理弁識能力と行動制御能力の両方又は一方を著しく減弱させた状態にはなかったと認められるとした。

(2) 原判決の事実認定は、論理則及び経験則等に照らし不合理ではなく、当裁判所も是認することができる。

所論は、①被告人は、前記のとおり、本件犯行当時は中程度酩酊状態であり、事理弁識能力がかなり低下していたというべきであるところ、被告人が警察官や救急隊員と話等をした際の事理弁識能力は、飲酒から時間が経過し、路上で睡眠をしたことのほか、降雨による体の冷えや出血の影響があったと考えられるから、本件犯行時点でも同程度であったとする判断は誤っている、②原判決は、被害者が高齢で骨がもろく、防御能力が弱かったことに一切言及しておらず、肋骨等の骨折による臓器の損傷の起因を誤っている結果、死因を多発外傷として特定できていないこと、被告人による頸部圧迫行為も客観的に死亡に至るものではなかったことからすれば、被告人において、被害者を殺すことについて認識し、認容するまでの意思を形成し得なかった、③被告人が現場を離れる際、「やめてくれ」という被害者の声を聞いていることからすれば、本件では殺人罪ではなく傷害致死罪が成立するにすぎない

と主張する。

しかしながら、①については、原判決は、本件犯行後の警察官や救急隊員とのやり取りのみを根拠とするのではなく、被告人が、本件犯行前後の知人らとの通話の際にも意思疎通ができていたことや、本件犯行時に、侵入目的に沿って本件掃き出し窓のクレセント錠付近を割るなどの合理的な行動をとり、被害者の頭部や頸部等をそれとわかって多数回にわたり打撃や圧迫をしていると認められることなどを併せ考慮し、本件犯行当時の被告人の精神状態や認識を検討して、殺意や完全責任能力が認められるとしているのであるから、所論の指摘は原判決の説示に即していない。また、②の指摘を踏まえて検討しても、被害者の遺体の状況などから、被告人が、被害者の身体の各部位を認識した上で、それらの部位を狙って人を死亡させる危険性が高い暴行を加えたとして、被告人の殺意を認定した原判決に誤りはない。また、仮に、③で指摘するとおりの被害者の声を被告人が聞いていたとしても、その時点ではまだ被害者は死亡していなかったが更なる攻撃は加えなかったといえるにとどまるから、被告人について、未必的なものも含めて殺意があったと認めた原判決の認定は左右されない。

論旨②は理由がない。

### 第3 量刑不当の主張について

1 論旨は、被告人を懲役17年に処した原判決の量刑は重過ぎて不当であるというのである。

2 原判決は、量刑判断の中心となる原判決第5の事実について、結果が重大であること、被告人が、被害者方に侵入した後、被害者が何らかの反応をしたことをきっかけに、一方的かつ執拗に相当強度の暴行を加えて被害者を死亡させたもので、被害者の生命に対する配慮が微塵も感じられないこと、犯行に至る経緯に酌むべき事情が見当たらないこと、被害者の長男が厳重な処罰を求めるのも当然であることを指摘した。また、原判決は、原判決第1から第4までの各事実について、被告人が、母と勤務先により金銭管理をされていたのに、金銭を自由に使いたいという気

持ちを抑えることなく各犯行に及んでおり、利欲的な動機に酌むべき点がないこと、特に原判示第1の被害額が大きく、いずれの犯行の結果も軽視できないことを指摘し、本件の犯情は総じて悪く、被告人の刑事責任は重いとした。

その上で、原判決は、原判示第5につき、事実関係を一部否認しつつも謝罪と反省の弁を述べる一方で、内省の深まりがないこと、また、その余の事実についてはすべて認めて反省の弁を述べるものの、被害弁償等が未了であることも考慮し、被告人を懲役17年に処した。

3 原判決の量刑事情の認定及び評価は相当であり、原判決の量刑が重過ぎて不当であるとはいえない。

所論は、原判示第5では、殺人罪及び住居侵入罪の成立がいずれも認められないから、懲役3年から8年程度が相当であり、仮に、殺人罪が成立するとしても、住居侵入罪は成立しないから、懲役8年から10年程度が相当であると主張する。しかし、原判示第5においては、住居侵入罪も殺人罪も成立すると認められることは前記のとおりであり、所論は前提を異にするもので失当である。

原判決後、被告人が、原判示第1及び第2の各被害者並びに第4のスナック代表者に被害弁償金を支払い、同人らが被告人を宥恕するに至ったこと、原判示第5の被害者の遺族に対し被害弁償として1100万円の支払を申し出たことなどを勘案しても、原判示第5の事実が本件の量刑判断の中心となることに鑑みれば、原判決の量刑は左右されないというべきである。

量刑不当の論旨は理由がない。

#### 第4 結論

よって、刑訴法396条により本件控訴を棄却し、当審における未決勾留日数の算入について刑法21条を適用して、主文のとおり判決する。

令和8年6月11日

仙台高等裁判所第1刑事部

裁判長裁判官 岡 田 健 彦

裁判官 柴 田 雅 司

裁判官 井 草 健 太